

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの期間及び56年8月から57年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から53年3月まで
② 昭和56年8月から57年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料は定額保険料のみ納付したとされている。

しかし、申立期間①について、当時、私は、仕事の都合で市町村役場に行くことができなかったため、昭和51年4月頃、義姉に私の国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出の手続を行ってもらい、申立期間①の国民年金保険料は、義姉に現金を手渡し、付加保険料を含めA市町村（現在は、B市町村）役場で納付してもらった。

また、申立期間②について、私は、昭和56年7月に勤務先を退職したので国民年金に加入し、間もなく付加保険料納付の申出の手続を行い、申立期間②の国民年金保険料は、付加保険料を含め口座振替により納付した。

以上のことから、申立期間①及び②の国民年金保険料は、付加保険料を含め納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）並びにA市町村及びC市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②において、付加保険料納付の申出に係る記録は無く、申立期間②後の昭和57年4月に付加保険料納付の申出が行われた旨記載されていることが確認できることから、これらに記載された付加保険料納付の申出に係る記録及び申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録と一致している上、上記の時点では、制度上、申立期間①及び②に係る付加保険料を納付することはできない。

また、申立人から申立期間①及び②に係る付加保険料納付の申出について具体的な供述は得られない上、i) A市町村及びC市町村の国民年金被保険者名

簿によると、申立期間①直後の昭和 53 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人は、申立期間①と②の間の同年 4 月 1 日から 56 年 7 月 11 日までの期間について、共済組合に加入していることが確認できること、iii) 戸籍の附票によると、申立期間①のうち 51 年 4 月時点では A 市町村に、また、申立期間②のうち 56 年 8 月時点では C 市町村に申立人の住所があることが確認できることから、仮に、申立人の供述どおり、申立期間①及び②において付加保険料を納付するためには、51 年 4 月及び 56 年 8 月において、それぞれ付加保険料納付の申出に係る手続をする必要があるものの、いずれの機会及び市町村においても、申立人に係る当該申出について記録されなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間①について、義姉に付加保険料納付の申出の手続と国民年金保険料の納付を依頼した。」と供述しているものの、申立人の義姉からは、申立人の申立期間①に係る付加保険料納付の申出状況及び保険料の納付状況についての具体的な供述は得られない上、申立人は、「申立期間②の口座振替の手続は、国民年金に再度加入してから、間もなくだったと思う。」と供述していることから、昭和 56 年 8 月から 57 年 7 月までの申立人の普通預金口座に係る入出金記録を確認したものの、申立期間②の保険料が納付されていた事実は見当たらず、57 年 7 月 16 日に同年 4 月から同年 7 月までの付加保険料を含む保険料が口座振替により納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の付加保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から同年6月まで
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を未納期間無く集金人に納付してくれていたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の姉、兄及び義姉と連番で昭和51年11月12日に払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村（現在は、B市町村）の国民年金被保険者名簿によると、申立人の姉、兄及び義姉についても、申立人と同様に同年6月以前の国民年金被保険者期間について、国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人から、母親が申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、A市町村において、申立人に係る「国民年金被保険者資格及納付記録表」が昭和58年6月*日付けで作成されていることが確認できるところ、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の婚姻日でもある当該日に申立人に係るA市町村からC市町村（現在は、D市町村）への転出処理及び国民年金被保険者資格取得日の訂正処理が行われていることが確認できることから、これらの処理に伴い当該記録表が作成されたものと考えられ、当該記録表に記

載されている国民年金保険料の納付記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 53 年 12 月 1 日まで
私の年金記録において、A社での厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 53 年 12 月 1 日となっているが、私は、49 年 6 月に同社に就職し、56 年 1 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が記憶する同僚のA社における厚生年金保険被保険者記録から、申立期間のうち、期間の特定はできないものの、申立人は、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成7年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主及び当時の社会保険事務担当とされる者は既に亡くなっている上、申立人を記憶している複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について供述は得られなかった。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、「従業員は、A社に入社後、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。社長に希望して加入させてもらっている従業員もいたが、全ての従業員が厚生年金保険に加入しているわけではなかった。」旨回答しており、昭和57年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「就職から数年後に社会保険に加入させてもらい、加入以降、給料から保険料が控除され始めた。」旨回答している。

さらに、申立人が、自分より先にA社に入社しており一緒に勤務したと記憶する同僚は、自身の入社時期を昭和48年頃と記憶しているところ、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が同社を退職した後の61年1月6日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。